見　積　書　提　出　依　頼

令和8年11月17日（火）13：30

件　　名	陸運事務所登録部門業務に係る事務補助者の派遣調達
業　務　内　容　等	別紙（仕様書）のとおり
履　行　期　限	別紙（仕様書）のとおり
見積書提出場所	〒900－0006　沖縄県那覇市おもろまち2－1－1 沖縄総合事務局　総務部　会計課　支出負担行為第二係
	○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】（https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form）からご連絡ください。見積書提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで見積書をご提出ください。 ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見積書提出期限	令和8年11月24日（火）13：30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局　総務部　会計課　宮平
	TEL：098－866－0031（内線）81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局　陸運事務所　大山
	TEL：098－877－5140
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17：00までに電話連絡いたします。（発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。）
備　　考	（1）「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 （2）**オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添）に誓約したものとします。** （3）見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・提出日及び件名を記載する。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・**見積額は、消費税額（10%）を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。** （4）契約書を交わしますのでご留意ください。 （5）支払いは**完了払い**とし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 （6）仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

（別添）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

2　暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3　下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕　様　書

１．業務の名称

陸運事務所登録部門業務に係る事務補助者の派遣調達

２．業務概要及び目的

陸運事務所登録部門では自動車検査証の名義変更・住所変更等の窓口業務を所掌している。

非常勤職員には主にデータ入力・編綴（紙付け）・車検証更新作業・交付窓口等を担当しているが繁忙期には職員がフォローしている状況であり、申請者の待ち時間も長時間となる。事務補助者を採用することで、職員の業務負担軽減並びに登録窓口の円滑に行える環境を整え、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

３．業務内容

（１）陸運事務所登録部門の窓口関係業務

①データ入力

②申請書類の編綴

③書類の交付

④その他窓口補助業務

（２）陸運事務所登録部門の庶務関係業務

①申請書類等の整理

②消耗品等の補充作業

４．必要な知識及び経験

官公庁又は民間企業において、概ね２年以上従事し、かつ Word、Excel 等を利用した業務の経験を有する者。

５．業務の期間及び日数

（１）業務期間；令和８年１２月２日～令和９年３月３１日まで（７８日間出勤）

（２）勤 務 日；月・火・水・木・金

（「行政機関の休日に関する法律」第１条に掲げる日を除く）

（３）勤務時間；午前９時００分から午後５時００分まで

（休憩時間は正午から午後１時まで、実働７時間）

（４）超過勤務：超過勤務手当は、（１）及び（２）で規定する勤務時間以外の日及び正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する。勤務時間１時間あたりの単価は、勤務１時間あたりの単価に、その者の勤務時間の区分に応じて別表で定める率を乗じて得た額（円未満四捨五入）とする。

（５）その他：自然災害等、勤務ができない状況が発生した場合については、指揮命令者の指示を受けることとする。

６．業務履行場所

浦添市港川５１２番地４

内閣府沖縄総合事務局陸運事務所

７．派遣先責任者及び指揮命令者
別紙「業務内訳書」のとおり

８．派遣労働者の選定
乙は、本業務を円滑に遂行するため、下記（１）から（５）の全ての要件を満たすこと。
（１） 日本語による業務遂行に支障がない者を選任すること。
（２） 表計算ソフトを使用したデータ入力を行うことが出来る者であること。
（３） 派遣労働者は、原則として、同一の者が継続して業務を遂行すること。
（４） 甲は、乙と協議の上、派遣労働者の交代を申し出ることができる。
（５） 派遣労働者が休暇等で勤務できない場合、乙は代替労働者の派遣を行うこととする。ただし、甲が代替労働者の派遣を必要でないとした場合はこの限りではない。

９．派遣労働者の服務
乙は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。
（１） 業務を適正に執行すること。
（２） 休暇を取得する場合は、前日までに（緊急の場合は、状況判断後速やかに。）申し出ること。
（３） 業務の実施に際して知り得た秘密及びあらゆる個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、又は漏洩してはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

１０．安全及び衛生
甲は、作業上の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。
パソコン等を連続して操作する時間は１時間程度とし、連続して操作したあとは、次の作業までの間に１０分程度の作業休止時間を設けるものとする。

１１．受注者の条件
受注者は以下の要件を満たしていることとする。
（１）労働者派遣法第５条１項に定める労働者派遣事業の許可を有していること。

１２．事前提出資料
（１） １１．（1）を証明できる資料。（許可証等）

１３．契約金額の支払い
完了払い（履行後適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内とする。）

１４．実施条件
（１）個人情報の保護
本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを

複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

（２）障害者に対する社会的障害の除去の実施に対する合理的配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第９条第１項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第３条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

１５．その他

（１）業務の実施に当たっては、沖縄総合事務局担当者と密接な協議のもとで取り組むものとする。

担当者；沖縄総合事務局陸運事務所登録部門　担当：髙良

電　話；０９８－８７７－５１４０

（２）派遣料金には、通勤交通費、社会保険料、労働保険料及び本契約業務に係る諸費用を含むものとし、甲は、契約金額以外の費用は負担しない。

（３）本仕様書に記載のない事項ならびに記載内容の詳細については、委託者と協議の上決定する。

（４）受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保（「労使協定方式」という。）により派遣労働者の待遇を決定すること。

別　表

勤務時間 区分	0時～5時	5時～ 8時30分	8時30分 ～ 17時15分	17時15分 ～22時	22時～24時
勤務日 （60時間前）	150/100	125/100	－	125/100	150/100
勤務日以外 （60時間前）	160/100	135/100			160/100
勤務日 （60時間超）	175/100	150/100	－	150/100	175/100
勤務日以外 （60時間超） ※土曜日等	175/100	150/100			175/100

参　考

行政機関の休日に関する法律　～　抜粋　～
（昭和六十三年十二月十三日法律第九十一号）

（行政機関の休日）

第一条　次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　前項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。

３　第一項の規定は、行政機関の休日に各行政機関（前項に掲げる一の機関をいう。以下同じ。）がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

業務内訳書

派遣場所の名称及び所在地等	事業所名	沖縄総合事務局陸運事務所		
	郵便番号	９０１－２１３４		
	住所	沖縄県浦添市港川５１２－４		
	電話	０９８－８７７－５１４０	FAX	０９８－８７６－７２３３
	部署名	沖縄総合事務局陸運事務所		
派遣先責任者	部署名	沖縄総合事務局陸運事務所		
	氏名	古謝　昌彦	役職	陸運事務所長
	電話	０９８－８７７－５１４０		
指揮命令者	部署名	沖縄総合事務局陸運事務所登録部門		
	氏名	友利　英樹	役職	首席運輸企画専門官
	電話	０９８－８７７－５１４０		
苦情担当者	部署名	沖縄総合事務局陸運事務所登録部門		
	氏名	髙良　啓	役職	運輸企画専門官
	電話	０９８－８７７－５１４０		
業務内容		①陸運事務所登録部門業務に係る事務補助		
派遣人数		１名		
派遣期間		令和8年12月2日～令和9年3月31日（年末年始12月29日～1月3日除く）		
就業日・休日	就業日	月・火・水・木・(金)・土・日・祝		
	休日	月・火・水・木・金・(土・日・祝)		
		週５日出勤（週休２日）		
所定時間	就業時間	9時00分～17時00分		
	休憩時間	12時～13時		
実労働時間		実労働7時間		
福利厚生施設	制服	有	食堂	無
	ロッカー	有	診療所	無
支払い条件		末日締め　翌月末日支払		
請求書送付先		沖縄県浦添市港川５１２－４ 沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門		
苦情処理及び中途解除		苦情処理については、派遣元・派遣先が連携し、各々の苦情責任者を中心に、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。中途解除については、解除する日の３０日(行政機関の休日を除く。）前までに相手に通知すること。		
備考		・派遣料金には、通勤交通費、社会保険料、労働保険料及び本契約業務に係る諸費用を含むものとし、弊所は契約金額以外の費用は負担しない。 ・敷地内駐車場有り		

【別紙】

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。

　この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3　受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5　受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

9　発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10　受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

11　発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

12　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

13　受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

14　発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。